

周南市コアプラザかの条例の一部を改正する条例制定について

周南市コアプラザかの条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年12月5日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

周南市コアプラザかの条例の一部を改正する条例

周南市コアプラザかの条例（平成20年周南市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保健、福祉及び医療の推進」を「保健、福祉、医療及び生涯学習の推進」に改め、同項の表を次のように改める。

名称	位置
周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原910番地、字下市3189番の1

別表第1中

「

大研修室	1,330円	1,900円	1,900円	380円
------	--------	--------	--------	------

」

を

「

大研修室	1,330円	1,900円	1,900円	380円
講堂	4,610円	6,600円	6,600円	1,320円

」

に改め、同表備考1第2号を次のように改める。

(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、かつ、物品販売を行わないとき。

100分の200

別表第2中

「

大研修室	164円
------	------

」

を

「

大研修室	164円
講堂	20円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前までに、廃止前の周南市公民館条例（平成15年周南市条例第93号）及び改正前の周南市コアプラザかの条例の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の周南市コアプラザかの条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなし、その使用料については、なお従前の例による。

(参 考)

周南市コアプラザかの条例新旧対照表

現行					改正案				
(設置等)					(設置等)				
第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康で住みよい地域社会の実現に向けて、 <u>保健、福祉及び医療の推進</u> 並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の促進を図るため、次のとおりコアプラザかのを設置する。					第2条 市民が生きがいをもち、いきいきと健康で住みよい地域社会の実現に向けて、 <u>保健、福祉、医療及び生涯学習の推進</u> 並びに地域活動、高齢者活動及び女性活動の促進を図るため、次のとおりコアプラザかのを設置する。				
名称		位置			名称		位置		
周南市コアプラザかの		周南市大字鹿野上字サヤノ原910番地			周南市コアプラザかの	周南市大字鹿野上字サヤノ原910番地、 <u>字下市3189番の1</u>			
2・3 (略)					2・3 (略)				
別表第1 (第8条関係)					別表第1 (第8条関係)				
使用料					使用料				
施設	午前	午後	夜間	超過使用する場合の1時間単価	施設	午前	午後	夜間	超過使用する場合の1時間単価
	午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで			午前8時30分から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後10時まで	
(略)					(略)				

現行

大研修室	1,330円	1,900円	1,900円	380円
------	--------	--------	--------	------

備考

1 (略)

(1) (略)

(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しないとき。100分の200

(3) (略)

2 (略)

別表第2 (第8条関係)

冷暖房使用料

施設	1時間につき
(略)	
大研修室	164円

備考 (略)

改正案

大研修室	1,330円	1,900円	1,900円	380円
講堂	4,610円	6,600円	6,600円	1,320円

備考

1 (略)

(1) (略)

(2) 営利を目的とするが、入場料等を徴収しない、かつ、物品販売を行わないとき。100分の200

(3) (略)

2 (略)

別表第2 (第8条関係)

冷暖房使用料

施設	1時間につき
(略)	
大研修室	164円
講堂	20円

備考 (略)